

第 2 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 4 月 13 日（水） 9 時 01 分～9 時 28 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法
4 番委員	古 川 榮	5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博
13 番委員	今 井 龍 美	15 番委員	桑 田 久 毅	16 番委員	小山内 知 寛
17 番委員	三 浦 良 孝	18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩

4. 欠席農業委員（1 名）

14 番委員	柴 田 博 明				
--------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	齊 藤 嗣 郎	平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員（6 名）

事務局長	小笠原 健	碓ヶ関支局長	岩 渕 幸 穂	事務局長補佐	佐 藤 満 徳
主査	谷 川 智 也	主事	坂 口 由 香 里	専門員	小田桐 農夫吉

7. 議事日程

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案 審 議

議案第 2 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 3 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 4 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

8. 会議の概要

- ・最適化推進委員委嘱状交付
- ・あいさつ
- ・農業委員会憲章唱和（委員全員）

（省 略）

（省 略）

（省 略）

〔開会 9時05分〕

議長
（今井 龍美）

これより、第2回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19名中18名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

議案説明のため、小笠原事務局長、岩渕碓ヶ関支局長、佐藤事務局長補佐、谷川主査、坂口主事、小田桐専門員の出席を求めました。

書記には、佐藤事務局長補佐を採用いたします。

日程第1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
2番齋藤委員、4番古川委員の両名にお願いいたします。
日程第2、会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
日程第3、本日の議案は、お手元に配布しております議案第2号から議案第5号までの4件、ほかに報告が4件でございます。

なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案審議に入ります。

なお、質問する際には、「議長」と呼び、議席番号を教えてください。私から指名しますので、指名されましたら、議席番号と氏名を告げてから発言くださるようお願いいたします。

議案第2号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第2号、平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、平川市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

申請地については、整理番号1番は3ページのとおり、柏木温泉から西へ約60メートルに位置する農地です。土地利用計画は4ページのとおり、現在の園地運動場の拡張と菜園の設置です。こちらは、令和3年10月に開催した総会で現地確認し、許可相当と回答しておりましたが、農振除外ができる要件5つの内の1つ、土地改良事業工事完了から8年を経過していることの要件に該当しないことが判明したため、一旦申請を取り下げとなった経緯がありました。そこで、平川市の農業の振興に関する計画にて、農振農用地から除外することとしたため、再度案件として意見を求めるものです。

しかしながら、内容としては大きな変更はないことから、再度現地確認する必要性はなしと判断し、お手元に配布しております、写真で確認するだけに留めたいと考えております。

今回、農振除外された面積は、1,625平方メートル、田1筆です。

今回の農振除外申請に関する当委員会からの意見としては、前回と同じく許可相当であると考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回は現地調査を省略し、お配りしている別添写真にて確認することといたします。

議案第2号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第2号について、事務局説明のとおり許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

説明に入る前に、1つ誤りがありまして、訂正がございます。

別添2の資料ですが、こちらの冒頭に農地法第3条議案「第2号」とありますが、「第3号」に訂正をお願いいたします。

それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1農地法第3条調査書、別添2売買価格一覧、別添3関連案件一覧と併せて、6ページをご覧ください。

所有権移転については、1番が経営拡大、2番および3番が耕作便利、4番および5番が新規就農、6番および7番が親からの受贈、8番および9番が無償譲渡による受贈です。

件数は9件、面積35,629平方メートル、田9筆18,019平方メートル、畑27筆17,610平方メートルとなっています。

次に、10ページ、賃貸借権設定については、1番から15ページの17番まで全て経営拡大によるものです。

件数は17件、面積66,052平方メートル、田33筆61,446平方メートル、畑3筆4,606平方メートルとなっています。

次に、16ページ、使用貸借権設定については、1番が親から経営継承、2番が引き続き農業者年金を受給するための再設定、3番が経営拡大です。

件数は3件、面積32,638平方メートル、田1筆1,130平方メートル、畑16筆31,508平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がいたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定の10番から12番までを除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、10番から12番までを除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定10番から12番は平山推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に準じ、平山推進委員に退席を求めます。

(平山推進委員 退席)

議長

それでは、10番から12番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、10番から12番までを、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

平山推進委員の入室を許可します。

(平山推進委員 着席)

議長

次に、議案第4号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

18ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添4農地転用許可基準説明書と併せて、19ページをご覧ください。

整理番号 1 番の申請地は、20 ページのとおり、平賀東小学校から西へ約 700メートルに位置する農地です。土地利用計画は 21 ページのとおり、普通住宅の建築です。

農地区分は別添 4 の 1にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 1 件、面積 319 平方メートル、田 1 筆です。

なお、現地調査に立ち会いました、旧農業委員の福士弘氏についてですが、特に疑問等がないことを確認しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、11 番丹代委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

11 番丹代委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 4 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 5 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

22 ページをご覧ください。

議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

23 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 1 番から 9 番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は 9 件、面積 41,025 平方メートル、田 13 筆 29,783 平方メートル、畑 8 筆 11,242 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

次に 26 ページ、利用権設定について、整理番号 1 番は、農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 2,463 平方メートル、田 1 筆です。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしております。

なお、農用地利用調整会議に出席されました、旧農業委員の小田桐志賀子氏についてですが、特に疑問等がないことを確認しておりますので、ご報告いたします。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、14 番柴田委員についてですが、本日欠席しておりますが、特に疑問点等がないことを確認しておりますのでご報告いたします。

それでは、議案第 5 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 5 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 4 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

27 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。

28 ページをご覧ください。

令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月までの 4 ヶ月間の相続による届出一覧です。件数は 35 件、面積 176,528 平方メートル、田 75 筆、畑 85 筆です。

30 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

31 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、1 番は借受人の法人へ売買するため、2 番は借受人の都合、3 番および4 番は借受人へ売買するため、5 番および6 番は他者へ貸付するため、7 番は賃借料の見直しのため、8 番は他者へ売買するため、それぞれ解約するものです。

件数は8 件、面積23,900 平方メートル、地目は全て田です。

33 ページをご覧ください。

報告第3 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

34 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、1 番は他者へ売買するため、解約するものです。

件数は1 件、面積10,319 平方メートル、田2 筆8,432 平方メートル、畑1 筆1,887 平方メートルです。

続いて、35 ページをご覧ください。

報告第4 号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3 条第2 項および第10 条第2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

36 ページをご覧ください。

こちらは4 条の届出についてです。整理番号1 番は、37 ページのとおり、届出地は尾上中学校から北西へ約100 メートルに位置する農地です。土地利用計画は38 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅の建築ですが、届出がなく、住宅は建築済でした。今回、土地の地目変更の相談があつて判明したため、届出を提出するよう指導したものです。

今回の届出件数は1 件、面積880 平方メートル、畑2 筆です。

次に、39 ページをご覧ください。

5 条による届出について、整理番号1 番は、40 ページのとおり、届出地は金田小学校から南東へ約1.3 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は41 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅用地とするためです。

今回の届出件数は1 件、面積1,857 平方メートル、畑2 筆です。

以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

12 番 葛西委員

葛西です。32 ページの整理番号7 番について、解約理由が賃借料の

見直しのためとありますが、この土地を作るのか、作らないのか、どのような状況になるのでしょうか。お願いします。

谷川主査

はい、お答えいたします。

32 ページの整理番号 7 番について、賃借料の見直しのため解約するというので報告したものでありますが、15 ページをご覧ください。

15 ページの整理番号 17 番の方で、同じ地番を自分の息子へ貸し直しております。一旦は解約するのですが、継続して同世帯で借り続けるということです。

議長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第 2 回総会を閉会いたします。

[閉会 9 時 28 分]